



# 長野県報

8月26日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1587号

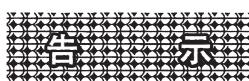
## 目次

### 告示

保安林予定森林(2件)(森林保全課) .....	1
公共測量の実施(監理課) .....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路維持課) .....	3

### 公告

長野県公債の償還(財政改革チーム) .....	3
一般競争入札(情報政策課) .....	4
落札者の決定(管財課) .....	4
一般競争入札(2件)(管財課) .....	5
一般競争入札(2件)(情報公開課) .....	6
一般競争入札(医務課) .....	8
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業振興課) .....	9
平成16年度長野県工科短期大学校第4回専門課程(セミナー)の受講者の募集(産業活性化・雇用創出推進局) .....	12
落札者の決定(医務課県立病院室) .....	13
一般競争入札(医務課県立病院室) .....	13
都市計画法に基づき許可した開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課) .....	14
一般競争入札(2件)(住宅課) .....	15
一般競争入札(産業技術課) .....	16



### 長野県告示第492号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年8月26日

長野県知事 田中康夫

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字西箕輪3823の13・4305(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6467の36、6467の40、上高井郡高山村大字牧字中日影2936、上水内郡鬼無里村大字日影字落合10272の1、10273の1

#### 1(2) 指定の目的

水源のかん養

#### 1(3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字長野字本城南2563の2、松代町岩野字笹崎2773の9、2773の10、上水内郡鬼無里村大字日影字板之峯7742のイ、7742のロ、7742のハ、7742のニ、7742のホ、7743、7744のイ、7744のロ、7745、7746のイ、7746のロ、7746のハ、7746のニ、7747、7748の1、7748の2、7749のイ、7749のロ、7749のハの1、7749のハの2、7750のイ、7758のヘ、7758のト、大字鬼無里字中尾沢14822の1、14822の6、14823の2、14823の4、14823のホ、14827のト、14828、字曲尾17388、17391

#### 2(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 2(3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

**長野県告示第493号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年8月26日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曽町読書127の1、上水内郡鬼無里村大字鬼無里字法台7953のロ、7959のホ、7959のヘ、7959のト、7960の1、7960のイ、7960のロの2

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡三岳村11331の47、11971の1、上水内郡信州新町大字山穂刈字坪川4589から4592まで、4593のロ、4593のホ、4623のイ、4626、4628のロ、4629のイ、4633のロ、4642、4643、4646、4647のイ、4647のロ、4648、4650、4651、4652のロ、4653のイ、4653のロ、4653のハ、4653のニ、4653のホ、4656のイ、4656のロ、4656のハ、4656のニ、4656のホ、4656のト、4667、4668のイ、信濃町大字野尻字高沢2205の5、2268の9、2268の10、2281の7、戸隠村大字戸隠字下瀬戸14、61、字上瀬戸63の1、字城平767、768、769の1、769のロ、770の1、770のロ、771から774まで、775のイ、775のロ、776のイ、776のロ、777、778の1、778のロ、779、780のイ、780のロ、781、796、797

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字堺字屋敷17573の1、17573の3、17599のロの1（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

**長野県告示第494号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年8月26日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）

## 2 作業期間 平成16年8月25日から平成16年12月24日まで

## 3 作業地域 飯田市竜東地区

監理課

## 長野県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年9月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月26日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 天竜公園阿智線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村駒場447番の24地先まで	旧	5.5～46.0	1.5883
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村春日3247番の1地先まで		8.6～46.0	2.4043
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村春日3247番の1地先まで	新	8.6～46.0	2.4043

道路維持課



## 公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成16年8月26日

長野県知事 田中康夫

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘柄	償還額	償還公債番号		償還期日
		100万円券		
平成6年度第2回公債	千円 660,000	2421～ 5941～ 18261～	2640 6160 18480	平成16年 9月24日
平成7年度第2回公債	960,000	961～ 24001～ 26241～	1280 24320 26560	同上
平成8年度第2回公債	999,000	3331～ 8326～ 26641～	3663 8658 26973	同上
平成9年度第2回公債	945,000	4726～ 20791～ 22681～	5040 21105 22995	同上
平成10年度第2回公債	690,000	6901～ 7821～ 8511～	7130 8050 8740	同上
平成11年度第2回公債	300,000	1301～ 2901～ 3201～	1400 3000 3300	同上

平成6年度第4回公債	1,419,000	32165～ 35003～ 45882～	32637 35475 46354	平成16年 10月25日
平成7年度第4回公債	1,623,000	2165～ 34625～ 49232～	2705 35165 49772	同上
平成8年度第4回公債	1,239,000	6196～ 30150～ 31802～	6608 30562 32214	同上
平成9年度第3回公債	615,000	4716～ 5946～ 18451～	4920 6150 18655	同上
平成10年度第3回公債	510,000	3741～ 10371～ 12921～	3910 10540 13090	同上
平成6年度第6回公債	801,000	4540～ 12016～ 16822～	4806 12282 17088	平成16年 11月25日
平成7年度第6回公債	300,000	901～ 1501～ 1701～	1000 1600 1800	同上
平成8年度第5回公債	296,000	741～ 3997～	888 4144	同上
平成9年度第5回公債	109,000	328～	436	同上
平成10年度第5回公債	377,000	3017～	3393	同上

2 支払場所 現物債は券面記載の支払場所  
登録債は指定支払場所